

八頭町人権を尊重するまちづくり実施計画

令和3年度～令和6年度

鳥取県八頭町

目 次

はじめに	1
1 重要課題における人権教育・啓発の推進	
（1）同和問題	3
（2）女性	6
（3）子ども	8
（4）高齢者	10
（5）障がい者	13
（6）外国人	16
（7）病気にかかわる人	18
（8）その他の人権課題	19
2 あらゆる場(機会)を通じた人権教育・啓発の推進	
（1）家庭	21
（2）地域社会	22
（3）学校等	24
（4）企業・団体等	26
3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発	
（1）教職員・社会教育関係者	28
（2）医療・保健福祉関係者	29
（3）行政職員・消防団員	30
4 人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発	32
参 考 資 料	33

<はじめに>

現在、国際的にインターネットが急速に普及し、情報の収集・発信やコミュニケーションに対する利便性が向上している一方で、インターネットやSNS上での個人、団体等を対象とした誹謗中傷、差別的な表現の書き込みが後を絶たない状況にあります。

誰もが自分らしく幸せに生きたいと願うのは当然の権利ですが、その為には一人ひとりがかけがえのない人間として大切にされることが必要です。

今、私たちに求められることは、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利に伴う責任を自覚して人権を互いに尊重し合う「人権の共存」社会を築くことです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちはこれまで経験したことのない状況下にあります。「こんな時だからこそ」と繋がりや新しい試みを大切にしたいという声が聞こえてきています。

本町では、平成28年3月に「八頭町人権を尊重するまちづくり基本計画」を、翌年に「八頭町人権を尊重するまちづくり実施計画」を策定し、この度、後期的位置づけとして令和6年度まで4年間の実施計画を策定しました。

人権が尊重される社会を実現するためには、行政だけでなく、事業所や関係機関や団体をはじめ、広く町民の皆さま方と連携し、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、多様で、包容力ある持続可能な社会にしていくことが必要です。

令和2年7月に実施しました町民意識調査の調査結果、あるいは新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、インターネット上の差別など、新たな人権課題が見えてまいりました。今後も部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向け、繋がりや新しい試みを意識しながら行動と実践により、偏見や差別のない一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け取り組んでまいりますので、引き続き町民の皆さま方のご理解とご協力をお願いします。

(2021) 令和3年3月

八頭町長 吉田英人

※ S D G s（エスディーゼズ：Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（S D G s）が採択されました。これは、2030年までに世界を変えるための国際目標で、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことをめざしています。17のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な169のターゲット（達成基準）からなる普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組んでいます。



本計画の取組がS D G sのめざす目標の達成に資するものを、重要課題ごとに上記のアイコンで表示し、目標としています。

人権教育・啓発の推進について

1 重要課題における人権教育・啓発の推進

(1) 同和問題



【施策の方向】

同和問題の早期解決を目指し、偏見や差別意識の解消、同和問題に関する正しい知識と認識の涵養など人権尊重の精神の普及高揚を図るための啓発活動を充実するとともに、学校教育と社会教育の連携を図り、継続した人権教育を進めます。

【施策の柱】

- 人権教育の推進
- 人権啓発の推進
- 人権啓発センター活動等の充実
- 差別のないまちづくり

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
人権啓発センター 相 談 事 業	430人 (令和元年度)	450人	人 権 啓 発 セ ン タ ー
人権啓発センター 利 用 者	8,259人 (令和元年度)	8,500人	人 権 啓 発 セ ン タ ー

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
人権教育の推進	(ア) 官民協働で組織する八頭町人権教育推進協議会を中心に各関係機関と連携を図りながら、町民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、豊かな人権感覚を育成するための取組を推進します。	人権推進課 町 民 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担当課
人権教育の推進	<p>（イ）自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など「生きる力」の育成を目指し、一貫した教育の充実を図ります。</p> <p>（ウ）学校では教育活動全体を通じて「身につけたい資質・能力」の育成を目指し、発達段階に応じた学習を進め、人権尊重のための素地を養う教育を推進していきます。</p> <p>（エ）社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供と指導者の養成を図ります。</p>	人権推進課 町民課 学校教育課 社会教育課
人権啓発の推進	<p>（ア）同和問題をはじめさまざまな人権問題について、各種講演会や学習会を開催し啓発を行います。</p> <p>（イ）自治会、女性会等の各種団体が開催する研修会や学習会における講師料を助成することにより、自主学习への支援を行います。</p> <p>（ウ）企業等の事業所に対し、研修会開催の支援や講師料助成を行うとともに、八頭町商工会と連携して、経営者及び人権啓発推進員に対して啓発を行い、さらなる人権意識の高揚に努めます。</p> <p>（エ）人権情報の周知をより一層図るため、町報、ホームページ等を活用して効果的な啓発や情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種人権啓発DVD貸出 ・ケーブルテレビでの人権啓発DVD放映 	人権推進課 人権啓発センター
人権啓発センター活動等の充実	<p>（ア）社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、同和問題解決にむけ、さらなる取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題講座 ・地域に密着した継続的相談事業 ・地域交流促進事業 ・デイサービス事業 	人権推進課 人権啓発センター

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担 当 課
人権啓発センター 活動等の充実	<p>（イ）子どもの日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、豊かな心を育むための支援等、子どもと保護者を含めた地域の住民と共につくる教育の支援を行います。</p> <p>（ウ）同和問題の解決にあたっては、同和地区の生活実態と地域をとりまく人々や町全体での理解を深め、偏見を取り除く必要があることから、人権尊重社会の実現に向けた事業を展開します。</p>	人権推進課 人権啓発 センター
差 別 の な い ま ち づ く り	<p>（ア）人権侵害を許さない社会的意識を確立するため、人権擁護機関等との緊密な連携のもと、相談体制の充実を進めます。</p> <p>（イ）差別意識や差別の実態は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、町民の理解を深め、それらを解消するための施策を積極的に推進します。</p> <p>（ウ）全ての意志ある学生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるための支援を行います。</p> <p>（エ）人権意識や人権感覚に溢れた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活の隅々まで行き渡るような人権尊重社会の実現を目指します。</p> <p>（オ）インターネットの普及に伴い、その匿名性、拡散力、蓄積性、情報発信の容易さから、インターネット上で部落差別を助長する表現等の人権に関わる様々な問題が発生しており、県ネットモニタリング・ネットワークと連携しながら、監視及び削除要請を行います。</p>	人権推進課 人権啓発 センター

(2) 女 性



【施策の方向】

人々の意識や慣習の中に根強く残っている性別による固定的な役割分担意識を解消し、性別に関わりなく誰もが互いを尊重しつつその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、さらなる施策を推進します。

【施策の柱】

- 男女平等と人権尊重意識の強化
- 男女共同参画社会の促進
- あらゆる暴力の根絶
- 経済的格差の解消及び貧困対策等、自立支援の推進

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
審議会委員などへの女性の登用促進	42.8% (令和元年度)	50.0%	全 課
役場内の女性の管理職への積極的登用	45.5% (令和元年度)	50.0%	総 務 課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
男女平等と人権尊重意識の強化	<p>(ア) 男女共同参画社会の形成は、女性のみならず男性もより暮らしやすくなるものであることへの理解が促進されるよう多様な施策の推進をします。</p> <p>(イ) 父親の育児講座実行委員会と協働し、各種啓発講座を実施することで、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の啓発を行います。</p> <p>(ウ) 啓発講座「かがやき広場」や「男女共同参画フェスティバル」の開催を通じて、性別による固定的な役割分担意識の是正を図ります。</p>	男女共同参画センター 保健課 人権推進課

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担 当 課
男女共同参画社会の促進	<p>(ア) 性別に関わりなく誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を促進します。</p> <p>(イ) 男女共同参画について、講座、4コマ漫画、出前講座などを通して、正しい理解と意識啓発に努めます。</p>	男女共同参画センター
あらゆる暴力の根絶	ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）、性暴力などあらゆる暴力防止への社会的認識の徹底に向けて防止啓発の実施や関係機関との連携を深めるとともに、相談窓口の充実に努めます。	男女共同参画センター 保健課 福祉課 人権推進課
経済的格差の解消及び貧困対策等、自立支援の推進	<p>(ア) 困窮者をひとりも見逃さないアウトリーチの具体的な取組として、チーム支援のさらなる充実・強化を図るため、関係職員による研修会を計画的・継続的に実施します。</p> <p>(イ) 被保護者就労支援事業に加え、何らかの課題を抱えた困窮者（ひきこもり、自尊心・意欲喪失、孤立者など）を対象とした就労準備支援事業により自立支援を行います。</p> <p>(ウ) 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもを支援するため、学習支援が必要な中学生等に対して学習支援の機会を提供します。また、地域の大人との継続的な交流の場を通して子ども達に安心安全な居場所を提供し、さまざまな活動を行うことで子ども達の情操や社会性、生活習慣等の育ちを支える「子どもの居場所づくり」の取組を推進します。</p>	福 祉 課 保 健 課

項目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担当課
経済的格差の解消及び貧困対策等、自立支援の推進	<p>(エ) ひとり親家庭以外の生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を関係課と連携して実施します。</p> <p>(オ) 生活困窮者への支援にとどまらず、困窮者を生み出す社会的背景にも目を向けながら、就労の場や居場所を創出するという困窮者支援を通じた地域づくりを推進します。</p>	福 祉 課 町 民 課

(3) 子ども



【施策の方向】

子どもにとってもっとも良いことは何か考えて行動し、地域社会全体で子どもを育てるという意識の醸成を図る取り組みを推進します。

【施策の柱】

- 児童虐待の防止について
- 子どもの社会参加・体験活動の促進について
- いじめ、不登校、問題行動について

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
スクールソーシャル ワーカーを活用した学 校・関係機関研修	開催 5回 (令和元年度)	開催 3回	学校教育課
子どもを守る地域 協議会代表者会議	開催 1回 (令和元年度)	開催 1回	保 健 課
放課後児童クラブ	4か所(6支援) (令和元年度)	4か所(6支援)	町 民 課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担 当 課
<p>児童虐待の防止について</p>	<p>(ア) 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれる恐れがあることから、早期に発見し対応することが求められます。このことから児童虐待防止ネットワーク（子どもを守る地域協議会）の更なる強化拡大と、出産前から出産後の継続した支援体制を整備します。</p> <p>(イ) 子育てと仕事の両立支援のため、特別保育事業を実施するとともに、必要な場合はその子の家庭ごと支援する家庭支援保育事業を推進します。</p> <p>(ウ) 利用者支援のための窓口設置（子育て相談窓口設置）と、空き施設などを使用した子どもの居場所づくり（放課後児童クラブ・放課後子ども教室、子ども食堂など）の拡大や、地域で子どもを見守る体制づくりを進めます。</p> <p>(エ) 子育てのための相談体制を強化するため、子どもと家庭、妊産婦等を対象とした地域の実情把握、相談対応、調査や継続的支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を検討し、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行う「子育て包括支援センター（ネウボラ）」と一体的、効果的に取組が実施できる仕組みづくりを構築します。</p>	<p>町 民 課 保 健 課 福 祉 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課</p>
<p>子どもの社会参加・体験活動の促進について</p>	<p>(ア) 地域人材や専門的な知識・技能を有する者を活用し、さまざまな体験活動や交流活動を行う等、子どもの社会性や豊かな人間性の育成に取り組みます。</p> <p>(イ) さまざまな生活環境の子どもに個性や能力の伸長を保障する教育環境・事業の整備を学校や地域とともに連携しながら取り組みます。</p>	<p>町 民 課 福 祉 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課</p>

項目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担当課
いじめ、不登校、 問題行動について	<p>（ア）スクールソーシャルワーカーを配置し、教育と福祉に関する関係機関と連携し、児童及び生徒が抱える問題の早期発見や未然に防止する仕組みづくりを推進します。</p> <p>（イ）不登校、いじめ等に関して、気になる児童生徒については支援会議を行い、関係機関と連携を図りながら対策を講じて権利擁護に努めます。</p> <p>（ウ）子どもたちが、安心・安全で夢や希望をもって生活できる環境づくりのため、警察署等と連携した防犯体制を強化し、犯罪を未然に防ぐ広報活動等を実施します。</p>	町 民 課 保 健 課 福 祉 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課

（４）高齢者



【施策の方向】

すべての高齢者が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、心豊かに暮らせる社会をつくるための地域包括ケアシステムの実現に向けた施策を推進します。

【施策の柱】

- 地域社会における「心豊かな長寿社会」づくりの推進
- 高齢者の生きがいづくりの積極的推進と世代間交流の促進
- 高齢者の人権擁護の推進
- 高齢者福祉サービスの充実

（数値目標）

（事業名） 指 標	基準値	目標値 （令和6年度）	担当課
地域包括支援センターによる相談件数	3,170件 （令和元年度）	3,500件	地域包括支援センター

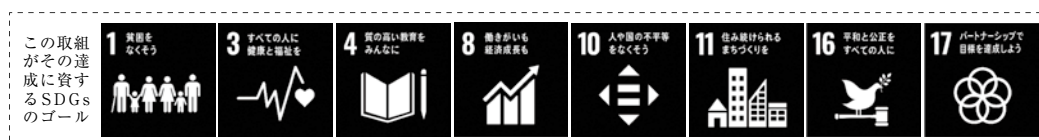
(施策一覧)

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担 当 課
<p>域社会における「心豊かな長寿社会」づくりの推進</p>	<p>(ア) 年齢だけで高齢者を特別扱いしたり一律に優遇したりする制度や慣行等が、高齢者の社会参加の妨げになっているともいわれています。しかし、大切なことは、能力の有無で人の価値を決めようとする見方を変えることです。その人の能力に応じた居場所、社会参加の機会を作り、誰もが自己有用感の持てる社会、人の尊厳が最優先される社会を築くための啓発を推進します。</p> <p>(イ) 高齢者を支援対象とする一方通行の関係とするのではなく、また医療やケアの枠組みに押しとどめるものでもなく、当事者が主体的に立ちながら、そこに連帯する者とともに展開する社会づくりを推進します。</p> <p>(ウ) 全体としてみると高齢者は健康で活動的であり豊かでもあるが、個別にみるとそれぞれ多様であるという実態に基づき、高齢者をひとくくりに見るのではなく、一人ひとりの違いを大事にし、個別に対応しようとする社会的な意識を形成します。</p> <p>(エ) 自分らしく、楽しく、安心して地域の中で生活することができる社会の実現を目指し、高齢者を支援する体制整備の充実を図ります。</p> <p>(オ) 超高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者の健康づくり、社会貢献、生きがいづくりのための講座を開催する等、人権にかかわる啓発の取組を一層推進します。</p> <p>(カ) 高齢者が要介護状態や認知症となっても、意志が尊重され、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう医療と介護の連携や、福祉ボランティアの養成を行い、在宅でのサポート体制を整備します。</p>	<p>保 健 課 地域包括支援 センター 福 祉 課</p>

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担 当 課
<p>高齢者の生きがいづくりの積極的推進と世代間交流の促進</p>	<p>（ア）高齢者が生きがいに満ち、いきいきと元気に過ごすことができるよう、自ら積極的に就労や社会活動に参加して自らの生活を支え、健やかに安心して過ごすため、生涯学習や介護予防などの健康づくりを推進します。</p> <p>（イ）自治会等を中心とした高齢者を支える体制づくりを推進するとともに、世代間交流などを通じて高齢者に対する理解を深め、地域でともに支えあう環境づくりを推進します。</p> <p>（ウ）高齢者が希望と尊厳をもちながら自立した暮らしが続けられるよう、公的支援が受けられる体制づくりの充実を図ります。</p>	<p>保 健 課 地域包括支援 センター 福 祉 課</p>
<p>高齢者の人権擁護の推進</p>	<p>（ア）権利擁護フォーラム、各種研修会の開催等による成年後見制度の普及啓発を図るとともに、その人の能力に応じて段階的に、適切に権利擁護を行うための体制整備を行います。</p> <p>（イ）住民の各種相談を幅広く受け、制度の垣根にとらわれない横断的、多面的支援を実施します。</p> <p>（ウ）高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業その他権利擁護のための事業を実施します。また、介護を行う人を孤立させないように、周囲が早めに気づき相談窓口につなげる体制の充実を図ります。</p> <p>（エ）高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期ケアマネジメントの支援を行うとともに、処遇困難事例等にも対応できる地域のネットワークづくりの体制整備を推進します。</p>	<p>保 健 課 地域包括支援 センター 福 祉 課</p>

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担当課
高齢者福祉サービスの充実	<p>（ア）高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>（イ）高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの構築に向けて推進するとともに、自立した生活を送ることができるよう、サービス体制の整備充実を図ります。</p> <p>（ウ）介護サービスに係る情報提供や第三者評価を通して、介護サービスの質の確保・向上を図り、高齢者に対する人権侵害を防止します。</p> <p>（エ）予防給付と介護予防事業のケアマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防を図ります。</p>	保健課 地域包括支援センター 福祉課

（5）障がい者



【施策の方向】

障がいのある人の自立と社会参加を実現するため、障がいのある人に対する差別や偏見の解消に努めるとともに、障がいのある人もない人もお互いを尊重し合いながら共に生きる社会を実現するための施策を推進します。また、社会的障壁の排除に向けて、合理的配慮義務の周知を図ります。

【施策の柱】

- 障がいのある人の自立支援と社会活動への参加の推進
- 地域における生活支援と情報提供の充実
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- 合理的配慮やその基礎となる環境整備

(数値目標)

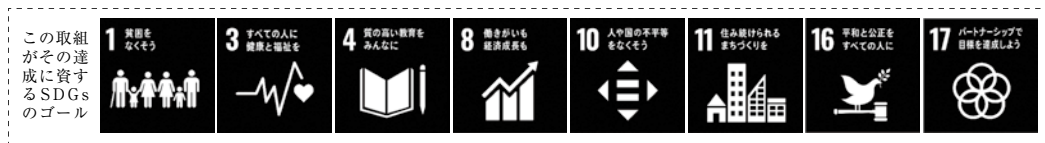
(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
あいサポーター 養成研修の実施	355人(延人数) (令和元年度まで)	500人(延人数)	福 祉 課
福祉のまちづくり事業 (特定建築物のバ リアフリー化)	2件 (令和元年度)	延べ6件 (公共施設を含む)	福 祉 課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
障がいのある人の 自立支援と社会活 動への参加の推進	<p>(ア) 障がいがある人も社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう取組を行います。</p> <p>(イ) 障がいがあっても暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、町としてあいサポート団体の認定を取得し、あいサポート研修を実施します。</p> <p>(ウ) 手帳所持者への訪問を実施し、障がい者の状況やニーズの把握に努めるとともに、より専門性を高めるため、事業所委託による相談事業を実施します。</p>	福 祉 課 保 健 課 学 校 教 育 課
地域における生活 支援と情報提供の 充実	<p>(ア) 関係機関連携によるチーム支援により、包括的、効果的に支援できる体制を整備するとともに、相談者負担を軽減し、相談後の支援が迅速かつ円滑に進められる仕組みづくりを進めます。</p> <p>(イ) 障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、正しい知識の普及と理解の促進を図るため、町報やホームページ等による啓発や情報提供の充実を図ります。</p>	福 祉 課 保 健 課 学 校 教 育 課

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担当課
障がいや障がいのある人に対する理解の促進	<p>(ア) 障がいのある人もない人も一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことのできる共生社会の実現を目指し取組を推進します。</p> <p>(イ) 障がいのある人が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、行動に移すことができる取組を推進します。</p>	福祉課 保健課 学校教育課
合理的配慮やその基礎となる環境整備	<p>(ア) 障害者差別解消法の制度や趣旨などについて広く周知・啓発を図り、障がいを理由とする差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進し、情報交換・相談等のための体制づくりに努めます。</p> <p>(イ) 雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人とない人との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。</p> <p>(ウ) 障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を進め、障がいのある人の権利擁護を図るとともに、養護者への支援を行います。</p> <p>(エ) 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学校・保育所における合理的配慮など、人権尊重の観点から検証を行い、子どもの実態に即した効果的な支援を行います。</p> <p>(オ) インクルーシブ教育システム構築に向け、国・県と連携を図りながら取組を推進します。</p>	福祉課 保健課 学校教育課 町民課

(6) 外国人



【施策の方向】

異なる国籍や文化的背景をもつ人々が、お互いに尊重し合い、さまざまな文化、多様性を認め合う共生の社会の実現に向け、意識啓発や団体等による交流を推進します。

【施策の柱】

- 多文化共生のまちづくり
- 姉妹友好都市交流の推進
- 外国人相談体制の充実

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
国際交流事業 (韓国横城郡)	交流事業(2事業)の実施 ・日韓子ども交流事業(受入):10名(訪問):9名 ・スポーツ、文化交流等を目的とした民間交流事業:3名 (令和元年度)	交流事業(3事業)の実施 ・日韓子ども交流事業(受入):12名(訪問):12名 ・スポーツ、文化交流等を目的とした民間交流事業(受入):10名 ・スポーツ、文化交流等を目的とした民間交流事業(訪問):10名	企 画 課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度~令和6年度)	担当課
多文化共生のまちづくり	(ア)異なる国籍や文化的背景をもつ人々が、お互いに尊重し合い、さまざまな文化多様性を認め合う共生の心を持てるよう、意識啓発や国際理解教育、町民や団体等による交流の機会づくりを推進します。	町 民 課 企 画 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担 当 課
多文化共生のまちづくり	<p>（イ）国籍や文化の違いを認め合えるよう、就学前保育や学校教育から生涯学習までの一貫した国際理解教育や、外国人との交流活動を推進します。</p> <p>（ウ）外国人が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、暮らしに関する情報の提供や関係機関、民間国際交流団体とも連携しながら、町政や地域活動に参加できるような取組を行います。</p>	町 民 課 企 画 課 学 校 教 育 課 社 会 教 育 課
姉妹友好都市交流の推進	<p>（ア）韓国横城郡との友好交流協定のもと、子ども交流をはじめ、町民・団体とのさまざまな交流事業を実施、支援します。</p> <p>（イ）子ども交流では異文化交流、学校生活体験、スポーツ交流、合同合宿等の活動を通して、国際的視野を持った人材の育成を図ります。</p>	企 画 課
外国人相談体制の充実	<p>八頭町においては、外国人が就労のために転入するといったケースもみられ、生活習慣や言葉の違いに戸惑いながら生活を送っている人もいます。</p> <p>在住外国人が地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、情報提供の充実、人権相談窓口の紹介、就労の機会を保障するための取組を推進します。</p>	町 民 課 企 画 課

(7) 病気にかかわる人



【施策の方向】

さまざまな病気にかかわる人が地域で安心して生活できる社会を目指し、病気に関する正しい知識などの情報を発信して、予防啓発活動を進めるとともに偏見や差別をなくすための啓発事業等を関係機関と連携しながら推進します。

【施策の柱】

○病気に対する正しい知識の普及

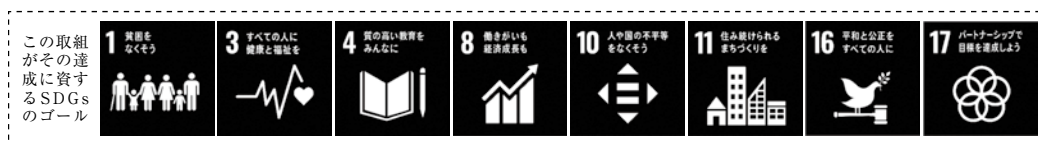
(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
健康講座・講演会	14回 (334人) (令和元年度)	14回 (380人)	保健課 地域包括支援 センター

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
病気に対する正しい知識の普及	<p>エイズウイルスやハンセン病、または新型コロナウイルスなど、感染症やさまざまな病気に対する正しい知識と理解が十分でないことから、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける事案が発生しています。</p> <p>さまざまな病気から生じる人権問題が解決され、偏見や差別に苦しむことがない地域社会を目指し、関係機関と連携しながら啓発事業を推進します。</p>	保健課 地域包括支援 センター

(8) その他の人権課題



【施策の方向】

社会の変化に伴い新たに認識されるようになったさまざまな人権問題や偏見等の人権課題について、各種講演会や学習会を開催し啓発を行います。

【施策の柱】

- 犯罪被害者等
- 刑を終えて出所した人
- 個人のプライバシーの保護
- その他の人権

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
犯罪被害者に対する理解の啓発 (広報紙等)	—	1回	町 民 課
刑を終えて出所した人の社会復帰を 広報誌による啓発	—	1回	町 民 課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
犯 罪 被 害 者 等	<p>犯罪被害者は、犯罪そのものや後遺症によって身体的、精神的、若しくは経済的に苦しめられるほか私生活でも平穏が脅かされる等の二次的被害を受けることもあります。このようなさまざまな状況に応じた支援を実現するためには、地域社会全体での援助が必要です。</p> <p>今後も、行政や司法、民間の多くの機関、団体と連携を図り、犯罪被害者の支援に努めます。</p>	町 民 課 人 権 推 進 課
刑を終えて出所した人	<p>刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。</p>	町 民 課 人 権 推 進 課

項 目	内 容 4 年間（令和3年度～令和6年度）	担 当 課
刑を終えて出所した人	<p>今後も、保護司会や更生保護女性会などの関係機関、団体との連携を図り、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消するため、教育・啓発活動を推進します。</p>	町 民 課 人 権 推 進 課
個人のプライバシーの保護	<p>高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、権利や利益を保護し、個人情報の適正な取り扱いに努めるため、今後も、国や県をはじめとする関係機関と連携を図ります。</p>	町 民 課 企 画 課 人 権 推 進 課
その他の人権	<p>その他の人権課題として、性的マイノリティーの人や非正規雇用等による生活困窮者への偏見、インターネットにおける人権侵害、アイヌの人々に対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致問題などの諸課題がありますが、国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、あらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。</p>	人 権 推 進 課 福 祉 課

2 あらゆる場（機会）を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 家庭

【施策の方向】

さまざまな学習の機会をとらえ、各家庭内で人権感覚が身につき、豊かな心を育む教育の推進を支援します。

【施策の柱】

- 家庭教育への理解促進
- 学習機会の充実

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
保護者人権講演会 やPTA研修会	12回 (令和元年度)	10回 (各小学校、中学校、 各保育所で年1回以上 の開催)	学校教育課 町民課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
家庭教育への理解 促進	(ア) 学校・保育所・PTAだよりなどにより人権啓発を推進します。 (イ) 保護者人権講演会やPTA研修会を実施し、意識の高揚を図ります。 (ウ) 子ども達の何気ないつぶやきや人権意識の芽生えを掲載した人権作文集「つながる心」を発行し、保護者啓発を行います。	町民課 社会教育課 学校教育課 人権推進課
学習機会の充実	(ア) 人権教育推進協議会、人権啓発センター等が開催する人権講演会・講座などに積極的な参加を推進します。 (イ) PTAと連携し地域別人権学習会、懇談会・講演会等を開催し、学習機会の充実を図ります。	町民課 社会教育課 人権推進課

(2) 地域社会

【施策の方向】

さまざまな学習の機会を捉え、人権問題に対する理解と認識が深まり、身近な偏見や差別を見抜く感性や合理的なものの見方や考え方を養うための施策を推進します。

【施策の柱】

- 人権教育に関する学習機会の充実
- 人権教育に関する指導者の養成
- 人権課題に係る関係部局との連携

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
各集落で開催される 人権問題学習会の 参加率	34.4% (令和元年度)	40.0%	人権推進課
人権尊重のまちづ くり講演会参加者	218人 (令和元年度)	300人	人権推進課
部落解放研究集会 参加者	215人 (令和元年度)	300人	人権推進課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
人権教育に関する 学習機会の充実	<p>(ア) 講演会や研究集会、各集落で開催される「人権問題学習会」等への参加促進を図ります。</p> <p>(イ) 人権啓発センターなどを拠点とした各種啓発・教育活動を推進します。</p> <p>(ウ) 人権教育推進協議会、各種社会教育団体、各集落公民館単位、小グループとの連携を図りながら、あらゆる機会の場を通じた人権講座などの開催を推進します。</p>	人権推進課 人権啓発 センター

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担当課
人権教育に関する 学習機会の充実	（エ）町報「人権のひろば」「人権啓発センターだより」による啓発を図ります。	人権推進課 人権啓発 センター
人権教育に関する 指導者の養成	（ア）人権啓発センターで実施する講座等と連携を図りながら指導者を養成します。 （イ）人権啓発推進員の研修会を開催して推進員同士の情報共有を図るなど連携を強化し、指導力の向上を図ります。 （ウ）人権教育推進協議会で全国規模の大会等への派遣を行います。 （エ）各集落で人権啓発を推進する運営委員と連携して学習を進めます。	人権推進課 人権啓発 センター
人権課題に係る関 係部局との連携	（ア）八頭町人権教育推進協議会、各地区人権教育推進委員会、関係機関と連携をとりながら人権教育の推進を図ります。 （イ）八頭町人権教育推進協議会各専門部（啓発推進部、学校教育部、社会教育部、企業・職域部）間の連携をとりながら、さらなる取組の充実を図ります。	人権推進課

(3) 学校等

【施策の方向】

子どもたちの発達段階に応じて、人を思いやる心、正義や公正さを重んじる心等の人権尊重の精神に基づいた、豊かな人間性を育成する取組を推進します。

【施策の柱】

- 発達段階に応じた指導の工夫
- 体験を重視した効果的な指導の充実
- 教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
町人権教育主任会の実施	3 回 (令和元年度)	3 回 (各学期1回)	学校教育課
巡回指導・研修会	保育所巡回指導 5 回 講演会 4 回 研修会 4 回 (令和元年度)	保育所巡回指導 5 回 講演会 4 回 研修会 4 回	町 民 課
高齢者施設との交流 解放文化祭への参加	高齢者施設との交流 各保育所 1 回 解放文化祭参加 3地域で各保育所 1 回 (令和元年度)	高齢者施設との交流 各保育所 1回以上 解放文化祭参加 3地域で各保育所 1 回	町 民 課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間 (令和3年度～令和6年度)	担当課
発達段階に応じた指導の工夫	(ア) 児童生徒の実態や課題の状況を踏まえ、子どもを共感的に理解するとともに、一人ひとりの考え方や思いを生かし、よさや可能性を引き出すための個々に応じた多様な教育・保育の実践を推進します。	町 民 課 学校教育課

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担当課
発達段階に応じた指導の工夫	<p>(イ) 町内保育所・小・中学校が連携して作成した「人権教育全体計画」をもとに、児童・生徒の実態や発達に応じた保育や学習を推進します。</p> <p>(ウ) 児童生徒に身近な学級の問題などの話し合いや、自他尊重を認め合う学習など、仲間づくりを意識した学習に積極的に取り組みます。</p>	町 民 課 学校教育課
体験を重視した効果的な指導の充実	<p>(ア) 地域での体験、高齢者や障がい者等との交流を図るなかで、家庭、地域、関係諸機関等、外部人材を効果的に活用するなど指導方法の改善や学習内容の充実を図ります。</p> <p>(イ) 学校、保育所での人権教育の成果を社会教育へと繋げていくため、連携促進のための環境整備を図り、学校・保育所職員、保護者、地域等の連携の取組を推進します。</p>	町 民 課 学校教育課
教職員等の人権意識や指導力を高める研修の充実	<p>(ア) 町教育会人権教育部会の中で各学校での人権教育の効果的な指導方法、校内での研修方法などを保小中担当者会等で情報交換し、教職員や保育士の指導力の向上につながるように推進していきます。</p> <p>(イ) 町内で開催される人権教育講演会や、全国や県の人権教育の研修会などに積極的に参加し、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題に対する理解、認識を深め、日々の授業実践に生かします。</p>	町 民 課 学校教育課

(4) 企業・団体等

【施策の方向】

経営者を含めた従業員全員が人権に対する認識を深めることにより、人権意識を日々の業務に反映させ、あらゆる人々に配慮した企業活動を展開するための施策を推進します。

【施策の柱】

- 企業内人権啓発講演会の開催
- 人権教育・啓発に関するアンケート調査の実施
- 自主的な取組への支援

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
人権教育推進協議会に所属する企業・事業所数	85事業所 (令和元年度)	100事業所	人権推進課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
企業内人権啓発講演会の開催	(ア) 企業には、従業員や取引先、地域住民など多くの関係者に対し、公正な対応が行える誠実な企業経営の姿勢が求められることから、企業・事業所幹部役員研修を開催し、経営者を含めた従業員全員の人権意識の高揚を図ります。 (イ) 企業内での人権意識の高揚を図るために、人権啓発推進体制の充実強化を担う人権啓発推進員の設置を推進します。	産業観光課 人権推進課
人権教育・啓発に関するアンケート調査の実施	(ア) 企業・事業所内での啓発計画の作成、人権啓発推進員の設置の有無等、人権教育・啓発を推進するため、アンケート調査を実施します。	産業観光課 人権推進課

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担当課
人権教育・啓発に関するアンケート調査の実施	<p>（イ）人権教育推進協議会の趣旨に賛同し、人権啓発を積極的に推進する企業を増やします。</p> <p>（ウ）企業・事業所間の連携を図るための人権問題企業連絡協議会（仮称）の組織化を推進します。</p>	産業観光課 人権推進課
自主的な取組への支援	<p>年1回以上の企業・事業所内研修の開催を推進するため、資料や教材の提供、講師の派遣・斡旋を行うなど、その取組を支援します。</p>	産業観光課 人権推進課

3 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業従事者が人権尊重の理念について理解し、常に人権尊重を基盤として、業務を遂行できるよう研修を一層充実します。

(1) 教職員・社会教育関係者

【施策の方向】

学校教職員をはじめ、学校教育や社会教育に携わる関係者が人権に対する認識を深めることにより、人権意識を日々の業務に反映させ、あらゆる人々に配慮した教育活動を展開するための施策を推進します。

【施策の柱】

- 教 職 員
- 社会教育関係者

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
初任者、町内新着 任者に向けた八頭 町人権教育研修会	1 回 (令和元年度)	1 回	学校教育課

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間(令和3年度～令和6年度)	担当課
教 職 員	子どもの人格形成に重要な役割を担う教職員は、人権尊重の理念について十分な知識をもち、熱意と使命感をもって業務にあたる必要があります。 このことから、関係諸機関主催の講演会、研修会などに積極的に参加し、研修を深めます。	学校教育課 社会教育課 人権推進課
社会教育関係者	地域における人権教育・啓発を推進する資質や能力が求められています。 このため、豊かな人権感覚を培い、人権尊重社会を形成するための知識や認識を備えた人材を育成するとともに、多様な学習機会や学習方法が提供できるよう研修を深めます。	学校教育課 社会教育課 人権推進課

(2) 医療・保健福祉関係者

【施策の方向】

医師、看護師、保健師などの医療従事者は、疾病の予防や治療、保健指導など人の生命と健康に直接かかわることから、患者やその家族のプライバシーに対する認識と配慮が必要とされ、病歴等診療情報の保護に努めるなど、高い職業的倫理と人権意識に基づいた行動が求められます。そのため、自主的な取組が促進されるよう積極的に支援します。

また、民生児童委員、社会福祉施設職員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障がい者等と直接かかわりをもっており、業務を進めるにあたっては個人のプライバシーや人間の尊厳に対する認識など、高い職業的倫理と人権意識を持つことが必要です。

そのため、人権教育・啓発が推進されるように関係団体等へ働きかけるとともに、自主的な取組が促進されるよう積極的に支援します。

【施策の柱】

- 医療関係者
- 保健福祉関係者

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
医療機関との調整 会議 (歯科医・内科医)	2 回 (令和元年度)	2 回	保 健 課 地域包括支援 セ ン タ ー
東部地区在宅医療 介護連携推進協議 会	3 回 (令和元年度)	3 回	保 健 課 地域包括支援 セ ン タ ー

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間 (令和3年度～令和6年度)	担当課
医 療 関 係 者	必要なときにいつでも適切な支援が受けられるように、福祉、医療、教育、雇用等の各関係機関と連携を図ります。	保 健 課 地域包括支援 セ ン タ ー 福 祉 課
保 健 福 祉 関 係 者	チーム支援体制をさらに充実するため、関係職員による相談援助技法向上を図る研修会を計画的・継続的に実施します。	保 健 課 地域包括支援 セ ン タ ー 福 祉 課

(3) 行政職員・消防団員

【施策の方向】

各行政分野において、人権尊重の視点に立った適切な対応が行えるよう各部署に人権研修担当委員を配置して研修の充実を図り、行政施策の実施の際には、人権全般に配慮するよう努めます。また、行政全体の資質向上を図り、地区人権教育推進委員会の運営や各行政事務事業に取り組む等、地域における人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うよう努めます。

消防団員は、災害への対処、火災予防活動などを通じた個人情報について、十分に配慮します。また、様々な集まりを通じてお互いの人権感覚を培い、団員同士のみならず地域社会における、お互いを認め、尊重し合える意識の熟成に努めます。

【施策の柱】

- 行政職員
- 消防団員

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
職 員 研 修 (全体、担当者、部 署内研修)	3 回 / 年	3 回 / 年	全 課
八頭町消防団の設置	118 人 (令和元年度末)	133 人	総務課防災室

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間 (令和3年度～令和6年度)	担当課
行 政 職 員	<p>(ア) 八頭町人材育成基本方針に沿った研修計画に基づき、各種研修を行い、行政職員としてあらゆる差別解消に向けた取組、職員の知識の習得及び資質の向上に努め、各課の人権研修担当委員を中心に各部署内における人権研修を実施します。</p> <p>(イ) 人権尊重の視点に立った行政施策・運営を実施するため行政全体で共通認識のもと、あらゆる機会を捉えて積極的に学習し、行政全体の資質の向上に努めながら、各事務事業等に取り組みます</p>	全 課

項 目	内 容 4年間（令和3年度～令和6年度）	担 当 課
消 防 団 員	<p>災害の対処及び防災訓練、火災予防活動を通じ、被災者及びその家族、避難行動要支援者等の生命、財産等の安全確保など、業務の一環で知り得た個人情報について、十分に配慮して取り扱うことに努めます。また、人権尊重の視点に配慮した言動の研鑽に努めます。</p>	総務課防災室

4 人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発

【施策の方向】

町民一人ひとりが人権教育・啓発の推進者となるためには、より多くの学習機会をもつことが必要です。また、一人ひとりが主体性をもった取組へと繋げていくため、人権教育・啓発のカリキュラムや教材等に関して創意と工夫に努めます。

【施策の柱】

○人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発

(数値目標)

(事業名) 指 標	基準値	目標値 (令和6年度)	担当課
人権問題講座参加者	323 人 (令和元年度)	350 人	人 権 啓 発 セ ン タ ー

(施策一覧)

項 目	内 容 4年間 (令和3年度～令和6年度)	担当課
人材の養成、カリキュラム・教材・手法の開発	<p>(ア) 効果的な人権学習を推進するため、人権啓発推進員の養成を行うとともに、各集落で実施される学習会への教材の提供・手法等の調査・研究を進めます。</p> <p>(イ) 子どもの発達段階に応じた教材や教育プログラムの整備、学校や職場における人権教育・啓発のカリキュラム、手法、指導者用の教材・資材、参加(体験)型のシステムを関係機関と連携しながら研究・開発に努めます。</p> <p>(ウ) あらゆる差別解消に向けての正しい知識を身につけ、実践できる人材を養成することにより、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指します。</p>	人 権 推 進 課 人 権 啓 発 セ ン タ ー

参 考 资 料

八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会委員名簿

	氏 名	所 属
1	森 木 正 一	部落解放同盟八頭町協議会郡家地区協議会
2	山 本 光 志	部落解放同盟八頭町協議会船岡地区協議会
3	前 田 葉 子	部落解放同盟八頭町協議会八東地区協議会
4	岡 島 吉 正	八頭町民生児童委員会
5	中 山 みどり	八頭町女性団体連絡協議会
6	阪 田 和 恵	八頭町女性団体連絡協議会
7	桑 村 和 義	八頭町社会福祉協議会
8	山 本 設 男	八頭町老人クラブ連合会
9	小早川 誠	八頭町小中P T A連絡協議会
10	谷 口 敏 明	八頭町教育会人権教育部会
11	湯 浅 宗 生	八頭町人権擁護委員会
12	森 田 俊 之	八頭町人権擁護委員会
13	畔 田 士 生	八頭町人権擁護委員会

会 長 桑 村 和 義

副会長 山 本 光 志

八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例

(2005)平成17年3月31日条例第110号
改正(2018)平成30年6月20日条例第17号

(目的)

第一条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に反し、いまだ厳存する部落差別をはじめその他の差別及びインターネット上における人権侵害等の問題を根本的かつ速やかに解消するため必要な事項を定めることにより、部落差別撤廃及び人権擁護を図り、もって平和な明るい町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第二条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第三条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

2 すべての町民は、インターネット等による差別及びそれらを利用したり、助長する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策)

第四条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 町は、前項の施策推進に当たっては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮するものとする。

3 町は、人権施策を効果的に推進するための基本計画を定めるものとする。

(実態調査)

第五条 町は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(人権教育及び啓発)

第六条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、人権教育及び啓発活動等の施策を積極的に推進するものとする。

(審議会)

第七条 町は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議する機関として、八頭町部落差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の郡家町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（平成6年郡家町条例第33号）、船岡町部落差別撤廃、人権擁護に関する条例（平成6年船岡町条例第22号）又は八東町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例（平成6年八東町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年6月20日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(2016)平成28年12月16日法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

SDGsの17の目標

目標 (Goal)	目標意識文/自治体行政の果し得る役割
<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することができます。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <p>住民の健康維持には自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
<p>5 ジェンダー平等を表現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取組といえます。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際の支援等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービス制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地域企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

目標(Goal)	目標意識文/自治体行政の果し得る役割
10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 包括的で、安全な、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する 環境負荷軽減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

(出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)―導入のためのガイドライン―」)

